カーライフプラン

令和８年４月１日現在

商　品　名	カーライフプラン
ご利用いただける方	安定継続した収入がある申込時年齢が満 20 歳以上の方で、一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
資金使途	申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金 ① 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ② 車検、修理費用 ③ パーツ、オプションの購入、取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ 上記資金の借替資金（金融機関・自動車メーカー系・信販会社等）
ご融資限度額	1,000 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	3 ヶ月以上　15 年以内
ご融資利率	年 3.7%（保証料込） ※変動金利（当金庫基準金利連動 5 年見直し）
ご返済方法	① 毎月元金均等または元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能です 但し、ボーナス返済分はご融資金額の 50%以内とし、6 ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置は 6 ヶ月までです ※産前産後休業または育児休業中の場合、上記 6 ケ月とは別に最長 2 年の元金返済の据置が可能です。

熊本第一信用金庫

カーライフプラン

保証人・担保	原則として不要です
その他	ご融資金は、購入先等へ振込とさせて頂きます 保証金額の 20%または 50 万円のいずれか大きい額までは、金庫の判断で振込をしなくても可とします 留意事項 次のいずれかに該当するものは、カーライフプランの対象になりません ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親(配偶者の親を含む)、子が営む法人・自営業 ・支払済資金
就職内定者の特例	卒業後の就職先が内定していて、以下の条件をすべて満たす方に限りカーライフプランの対象になります ① 申込時及び貸付実行時年齢が満 20 歳以上満 30 歳未満の方 ② 就職内定先が発行する内定を証明する書類を徴求できる方 ③ 保証金額が 200 万円以内である ④ 元金返済据置期間は、6 ヶ月以内または就職月の翌々月まで ※連帯保証人の方が必要になる場合があります
苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部 (9 時～17 時、電話：096-355-6112) にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765)、東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

熊本第一信用金庫